

証券コード 4397
2019年11月8日

株 主 各 位

東京都中央区京橋二丁目5番18号
株式会社チームスピリット
代表取締役社長 荻 島 浩 司

第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年11月25日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2019年11月26日（火曜日）午前10時（受付開始時刻：午前9時30分） |
| 2. 場 | 所 | 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー内
ベルサール東京日本橋5階 コンファレンスセンター
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。昨年と同じ建物ですが、階数が異なりますのでお間違えないようお願い申し上げます。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 第23期（2018年9月1日から2019年8月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | | 取締役8名選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://corp.teamspirit.com/ja-jp/>）に掲載させていただきます。

資源節約のため、当日ご出席の際はこの「第23期定時株主総会招集ご通知」をお持ちくださいますよう、お願い申し上げます。

第23期定時株主総会招集ご通知より、日付の表示を和暦から西暦に変更しております。

株主総会でのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(提供書面)

事業報告

(2018年9月1日から
2019年8月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、米中貿易摩擦の悪化や、中国や欧州も含めた世界経済が減速しつつある影響を受け、輸出や生産の弱さが続いているものの、内需の底堅さが見られ緩やかに回復を続けております。また、労働需給が引き続きひっ迫しており、今後も人手不足感が深刻化する見通しです。

当社の経営環境としては、「働き方改革関連法」の2019年4月施行後も、多くの企業が働き方改革への関心を強め、それに対応するサービスの需要が継続しております。このような状況の中で、当社は「すべての人を、創造する人に。」というミッションのもと、当社サービスの知名度向上及び新規顧客獲得に向けた各種活動を進めてまいりました。

当社の主力サービス「TeamSpirit」の勤怠管理機能が2019年4月の労働基準法改正への対応に有効であると評価され、さらに当社の上場による信用力の強化も追い風となり、GB/EBU(注)の新規受注が大幅に増加いたしました。また、同じく当社の「TeamSpirit」の工数管理機能と勤怠管理機能が連携することで、人件費を中心とした原価管理の信頼性が向上することや、経費精算機能や電子稟議機能など共通のワークフローを利用することによる決裁権限のシステムへの組み込みが内部統制の強化に有効であると評価され、2019年1月から9月までにマザーズ市場へ上場承認をされた企業の約5社に1社が「TeamSpirit」を利用しております。さらに当事業年度の主要施策であるCustomer Successの活動を通じたお客様の働き方改革の支援により、既存顧客からの追加受注も好調に推移し、「TeamSpirit」契約ライセンス数は208,615人、契約社数は1,232社となりました。

このような働き方改革需要を取りこぼすことのないように、Webメディア媒体を活用したリード獲得、カスタマー事例の発信、「働き方改革関連法」対応に関するセミナーの実施による広告宣伝活動を行いました。また、働き方改革における関心が「残業の上限規制」から「生産性の向上」へ移行することを先取りした次世代商品「TeamSpirit WSP」の販売開始など、中長期の成

長を見据えた投資を継続してまいりました。

2019年6月には「TeamSpirit」が、「はじめてテレワーク（テレワーク導入促進整備補助金）」（東京都が実施するテレワーク導入に向けたコンサルティングを受けた都内の中堅・中小企業等に対して、公益財団法人東京しごと財団が、テレワークをトライアルするための環境構築経費、及び制度整備費を補助する制度）において、テレワークの導入に役立つサービスの一つに該当するとして、補助金対象となりました。

上記の結果、当事業年度におけるライセンス売上高は1,394百万円（前事業年度比47.9%増）、プロフェッショナルサービス売上高は426百万円（前事業年度比47.1%増）となり、売上高は1,820百万円（前事業年度比47.7%増）となりました。また、人員拡充によるコストが増加しましたが、営業利益は243百万円（前事業年度比249.1%増）、経常利益は244百万円（前事業年度比349.2%増）、当期純利益は223百万円（前事業年度比144.8%増）となりました。

なお、当社はSaaS事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

売上高の状況は次のとおりであります。

区 分	第 22 期 (2018年8月期) (前事業年度)		第 23 期 (2019年8月期) (当事業年度)		前事業年度比	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	増 減 率
ラ イ セ ン ス	942百万円	76.5%	1,394百万円	76.6%	451百万円	47.9%
プロフェッショナルサービス	289	23.5	426	23.4	136	47.1
合 計	1,232	100.0	1,820	100.0	588	47.7

(注) GB/EBU: General Business/Enterprise Business Unit の略称、契約ライセンス数が500名以上の企業を表す。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資額は5百万円であり、その主な内容は、オフィス増床に伴う工事費用などであります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前 3 事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 20 期 (2016年 8 月期)	第 21 期 (2017年 8 月期)	第 22 期 (2018年 8 月期)	第 23 期 (当事業年度) (2019年 8 月期)
売 上 高 (百万円)	540	772	1,232	1,820
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△138	△96	54	244
当期純利益又は当期純損 失(△) (百万円)	△138	△97	91	223
1株当たり当期純利益又は 当 期 純 損 失 (△) (円)	△11.10	△7.77	6.55	14.27
総 資 産 (百万円)	529	927	1,772	2,337
純 資 産 (百万円)	31	204	835	1,121
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	△46.79	△51.29	56.62	71.18

(注)当社は2018年5月16日付で普通株式 1 株につき200株の割合で、2019年6月1日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っております。これらの株式分割がすべて第20期の期首に行われたと仮定して、1 株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) 及び 1 株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社のさらなる成長を実現するため、対処すべき課題は以下のとおりであると認識しております。

①優秀な人材の確保と組織力の強化

引き続き「働き方改革市場」は拡大を続けており、当市場におけるシェア拡大は重要であると認識しております。また、これに加えて、経済産業省が「DX（デジタルトランスフォーメーション）レポート」で提起した「2025年の崖」問題は、先進企業ではすでに解決のための取り組みが始まっており、「TeamSpirit」にとっては大きなビジネスチャンスであると考えております。従って、優秀な人材の確保及びその定着を図ることは引き続き重要課題であり、当社としては積極的に採用活動を行うとともに適正な目標管理と人事評価を行い、優秀な人材の確保に努めてまいります。また、従業員の職位、職務に応じた適切な研修を積極的に行い、人材の教育・育成を進めてまいりの方針であります。

②当社サービスの知名度の向上

当社は本書提出日時点において、2年連続でsalesforce.com, inc. が認定した日本で唯一のAppExchange Premier Partner であり、日本で数少ないエンタープライズ企業向けSaaSの提供に先進的に取り組んでまいりました。そのためクラウド・IT業界では一定の知名度を構築できたものと考えております。しかしながら今、大きく注目を集めている「働き方改革」や「生産性向上」、さらには「2025年の崖」に関わる潜在市場に対する普及の度合いは十分ではないと認識しております。今後の事業拡大を図るにあたり、当社の「働き方改革プラットフォーム」並びに「ERPのフロントウェア」のコンセプトを見込み客となる企業に対してより一層認知させていくためには、積極的な営業活動及びPRを中心としたマーケティング活動の強化により「働き方改革市場」におけるフロントランナーとしてナンバーワンのポジションを強化するとともに、「DX市場」においても顧客層を拡大していくことが重要であると考えております。

③次世代プロダクト「TeamSpirit WSP」の強化

当社は、2019年6月に次世代プロダクトである「TeamSpirit WSP」をリリースいたしました。本書提出日時点において、大手を含む複数の先行ユーザでの利用が始まっております。今後「TeamSpirit WSP」のさらなる事業拡大を図るために、「AI×ビッグデータ」を活用した予測機能や、社内業務のオートメーション、エンタープライズ企業向け機能など、組織や人材の活性化させる「働き方改革」と「2025年の崖」問題の解決に貢献できる魅力的な商品やオプション製品や機能強化を継続してまいります。

④グローバルな事業展開の促進

SaaSの特徴として利用する時と場所を選ばないことがあげられます。当社は、「TeamSpirit」をグローバルで利用可能な製品として開発しており、既に外資系企業の日本進出や日系企業が海外に進出する場合のサポートツールとして利用実績が多数あります。今後はこの流れを一步進めて海外における利用企業を増やすべく海外への展開を進めてまいります。2019年度までは、アジア太平洋市場を主なターゲットとした市場調査を行うとともに、シンガポール子会社の体制整備を行っていましたが、2020年度以降はシンガポール子会社を連結子会社として本格的に始動させ、海外展開を加速させていく方針であります。

⑤Salesforceプラットフォームへの過度な依存の解消

当社が顧客に提供しているアプリケーションは、株式会社セールスフォース・ドットコムが提供するクラウドプラットフォーム (Lightning Platform) 上に構築されております。

世界的に見てエンタープライズ企業向けのクラウドプラットフォームとしてSalesforceは最有力と考えており、今後もその環境を活用したビジネスの拡大が重要であると認識しています。そのため当社は、本書提出日時点において、salesforce.com, inc. が認定した日本で唯一のAppExchange Premier Partnerとなるなど株式会社セールスフォース・ドットコムのパートナーとして良好な関係を構築しております。一方で、今後Salesforce以外の強力な企業向けクラウドプラットフォームが登場した場合には、積極的にそちらを活用したビジネス展開を行う方針であります。

(5) 主要な事業内容 (2019年8月31日現在)

事業区分	主要な事業内容
SaaS事業	働き方改革プラットフォーム「TeamSpirit」の提供

(6) 主要な営業所 (2019年8月31日現在)

本	社	東京都中央区
---	---	--------

(7) 従業員の状況 (2019年8月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
67名 (4名)	3名増	36.1歳	2.8年

(注)従業員数は就業人員数を記載しており、臨時雇用者数（パートタイマー・アルバイト）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年8月31日現在)

借	入	先	借	入	額
株	式	会	社	日	本
政	策	金	融	公	庫
					110,000千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2019年8月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 55,280,000株
- (2) 発行済株式の総数 15,756,000株(自己株式246株を含む)
- (3) 株主数 5,672名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
荻 島 浩 司	4,880,000	31.0
Draper Nexus Technology Partners 2 号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	1,643,100	10.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	937,100	5.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	675,000	4.3
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	542,700	3.4
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	450,000	2.9
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	409,120	2.6
有 本 陽 助	260,000	1.7
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 6 5 0	201,200	1.3
オ ー バ ー ザ レ イ ン ボ ー 株 式 会 社	200,000	1.3
増 山 秀 信	200,000	1.3

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

2019年4月11日開催の取締役会の決議により、2019年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行い、発行済株式の総数は7,865,800株増加しております。また、定款変更を行い、発行可能株式総数は、55,280,000株となっております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第 1 回 新 株 予 約 権	第 7 回 新 株 予 約 権
付 与 決 議 日	2012年5月30日	2015年11月19日
新 株 予 約 権 の 数	400個	600個
保 有 者 数	取締役 1 名 (社外取締役を除く)	取締役 1 名 (社外取締役を除く)
目的となる株式の種類及び数	普通株式 160,000株	普通株式 240,000株
新 株 予 約 権 の 発 行 価 額	無償	無償
行 使 価 額	1 株当たり 35円	1 株当たり 225円
権 利 行 使 期 間	2014年6月1日から 2021年5月31日まで	2017年11月20日から 2024年11月19日まで
行 使 条 件	①新株予約権の割当を受けた者が、当社の取締役または監査役もしくは従業員の場合は、新株予約権の行使時において、当社ならびに当社子会社の取締役または監査役もしくは従業員の地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任等、当社取締役会が正当な理由と認める場合はこの限りではない。 ②新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することはできない。 ③新株予約権の質入れ、担保の設定その他一切の処分は認めないものとする。 ④その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。	
摘 要	—	—

	第8回新株予約権
付 与 決 議 日	2016年8月17日
新 株 予 約 権 の 数	96個
保 有 者 数	取締役1名 (社外取締役を除く)
目的となる株式の種類及び数	普通株式 38,400株
新 株 予 約 権 の 発 行 価 額	無償
行 使 価 額	1株当たり 225円
権 利 行 使 期 間	2018年8月19日から 2025年8月18日まで
行 使 条 件	①新株予約権の割当を受けた者が、当社の取締役または監査役もしくは従業員の場合は、新株予約権の行使時において、当社ならびに当社子会社の取締役または監査役もしくは従業員の地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任等、当社取締役会が正当な理由と認める場合はこの限りではない。 ②新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することはできない。 ③新株予約権の質入れ、担保の設定その他一切の処分は認めないものとする。 ④その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
摘 要	取締役1名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

(注) 2018年5月16日付で普通株式1株につき200株の割合で、2019年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。「目的となる株式の種類及び数」、「行使価額」は株式分割後の数値を記載しております。

- (2) **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2019年8月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	荻 島 浩 司	－
取 締 役 副 社 長	増 山 秀 信	コーポレート担当
取 締 役	有 本 陽 助	サービスディベロップメント担当
取 締 役	宮 原 一 成	ソリューションセールス＆サービス担当
取 締 役	都 賢 治	株式会社アルタス 代表取締役 税理士法人アルタス 代表社員 株式会社グロービス 監査役 株式会社アイスタイル 監査役 トレンダーズ株式会社 監査役 toBeマーケティング株式会社 監査役 SATORI株式会社 取締役 株式会社アシロ 監査役 株式会社サイバー・バズ 監査役
取 締 役	古 市 克 典	株式会社Box Japan 代表取締役社長
常 勤 監 査 役	高 安 雄 治	高安雄治公認会計士事務所 所長
監 査 役	伊 藤 雅 浩	シティライツ法律事務所 パートナー弁護士 株式会社マツリカ 監査役 株式会社waja 監査役 情報技術開発株式会社 監査役
監 査 役	中 森 真 紀 子	中森公認会計士事務所 所長 伊藤忠商事株式会社 取締役 株式会社LIFULL 監査役 株式会社アイスタイル 監査役 M&Aキャピタルパートナーズ株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役都賢治氏及び取締役古市克典氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役高安雄治氏、監査役伊藤雅浩氏及び監査役中森真紀子氏は、社外監査役であります。
3. 取締役都賢治氏は、社外取締役・社外監査役として多くの会社役員の経験を有しております。
取締役古市克典氏は、多くの会社役員の経験を有しております。
常勤監査役高安雄治氏は、公認会計士であり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役伊藤雅浩氏は、弁護士として企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験、法律に関する高い見識等を有しております。

監査役中森真紀子氏は、公認会計士であり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 2018年11月27日開催の第22期定時株主総会において新たに古市克典氏が社外取締役を選任され、就任いたしました。
5. 2018年11月27日開催の第22期定時株主総会終結の時をもって、倉林陽氏は社外取締役を辞任いたしました。
6. 当社は、取締役の都賢治氏、古市克典氏及び監査役の中森真紀子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (2名)	81,004千円 (7,650千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	11,250千円 (11,250千円)
合 計 (うち社外役員)	9名 (5名)	92,254千円 (18,900千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の支給人員は、2018年11月25日をもって辞任した無報酬の取締役1名（うち社外取締役1名）を除いております。
3. 取締役の報酬限度額は、2017年11月27日開催の第21期定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2017年11月27日開催の第21期定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役の都賢治氏は、株式会社アイスタイル、toBeマーケティング株式会社及び株式会社アシロの監査役を兼任しております。各兼務先と当社は営業取引を行っております。なお、株式会社アルタスの代表取締役、税理士法人アルタスの代表社員、SATORI株式会社の取締役、株式会社グロービス、トレンドーズ株式会社及び株式会社サイバー・バズの監査役を兼務しておりますが、当社との取引関係はありません。
 - ・取締役の古市克典氏は、株式会社Box Japanの代表取締役社長を兼任しております。同社と当社は営業取引を行っております。
 - ・監査役の高安雄治氏は、高安雄治公認会計士事務所の所長を兼任しておりますが、兼職先と当社との取引関係はありません。
 - ・監査役の伊藤雅浩氏は、シティライツ法律事務所のパートナー弁護士、株式会社マツリカ、株式会社waja及び情報技術開発株式会社の監査役を兼任しておりますが、各兼職先と当社との取引関係はありません。

- ・監査役の中森真紀子氏は、株式会社アイスタイル及び株式会社LIFULLの監査役を兼任しております。同2社と当社は営業取引を行っております。なお、中森公認会計士事務所、伊藤忠商事株式会社、M&Aキャピタルパートナーズ株式会社につきましては、当社との取引関係はありません。なお、株式会社アイスタイルの監査役は2019年9月25日をもって退任しております。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 都 賢 治	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、経験豊富な会社経営者及び税理士としての幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役 古 市 克 典	2018年11月27日就任以降に開催された取締役会10回のうち8回に出席いたしました。出席した取締役会において、多くの会社役員としての経験及び幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役 高 安 雄 治	当事業年度に開催された取締役会13回のすべて、監査役会13回のすべてに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役 伊 藤 雅 浩	当事業年度に開催された取締役会13回のすべて、監査役会13回のすべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役 中 森 真 紀 子	当事業年度に開催された取締役会13回のすべて、監査役会13回のすべてに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

E Y 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 「取締役会規則」、「経営会議規程」、「職務権限規程」及び「職務分掌規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、当社及び当社子会社の取締役及び使用人は定められた職務権限及び職務分掌に基づいて業務を執行しております。
- b. 「内部監査規程」に基づき、代表取締役の命を受けた直轄の内部監査担当を置き、各部門の業務執行の状況等について監査役会と連携して監査を実施し、その結果を代表取締役に報告しております。
- c. 「コンプライアンス規程」に基づき、委員長を代表取締役社長とするコンプライアンス委員会を設置し、企業活動の遵法性の確保、社会規範に反する行為の防止、全役職員の倫理意識を涵養する活動を推進しております。
- d. 「コンプライアンス規程」に基づき、社内外組織的又は個人的な不正行為等の相談や通報のために、社外の通報窓口又は内部監査担当につながる「ホットライン」制度を設けております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る記録文書、その他重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」等に基づき、適切に保管・管理しております。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 「リスク管理規程」に基づき、当社事業に相当程度の影響（損失）を与えるリスクを発見・特定し、主要なリスクについて対処するための体制の整備と見直しを行うものとします。
- b. リスク情報等は、取締役会及び経営会議等を通じて各ディビジョンリーダーより取締役及び監査役に対して報告を行うものとします。
- c. 不測の事態が発生し、全社的な対応が重要である場合は、代表取締役をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとします。
- d. 内部監査担当は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役に報告するものとします。

- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 経営会議は月に1回、又は必要に応じて随時開催し、取締役会で決定された経営方針に基づいて代表取締役が業務を執行するにあたり、業務に関する重要事項を協議しております。
 - 取締役は、代表取締役の指示のもと、取締役会決議等に基づき職務を執行しております。
 - 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努めております。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社及び当社子会社に共通する管理は、コーポレートディビジョンが統括します。
 - 子会社は、主管部門に定期的な報告を行い、重要事項については事前協議します。
 - 内部監査担当は、子会社の業務監査を行い、必要に応じて監査役会と連携します。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役会と協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができるものとします。
 - 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとします。
- ⑦ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 監査役は、重要な意思決定プロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議等の経営上重要な会議に出席し、必要に応じ文書を閲覧し、当社及び当社子会社の取締役及び使用人に説明を求めることができるものとします。
 - 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、監査役に対して、業務及び業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、「ホットライン」制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力します。
 - 監査役に報告を行った当社及び当社子会社の取締役及び従業員は、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないものとします。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 取締役は、社内の重要な会議への監査役の出席を拒めないものとします。
 - b. 監査役は、内部監査担当と連携し、情報交換を行うとともに、必要に応じて内部監査に立ち会うことができるものとします。また、会計監査業務について、会計監査人に会計監査の説明を受ける等の必要な連携を図り、実効性を確保するものとします。
 - c. 監査役は、必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に適合した研修等を受ける場合、当該費用を会社に請求する権利を有するものとします。
 - d. 監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等を請求した場合には、速やかに当該費用の支払いを行うものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることを確保するための体制

当事業年度において取締役会は13回開催され、取締役及び監査役の出席のもとで、報告及び議案の決議が行われております。当社の取締役会は取締役4名、社外取締役2名の6名で構成されており、社外取締役に対して事前に資料を共有し、取締役会にて十分な審議時間を確保し活発な議論が行われております。

② リスク管理体制

内部監査担当において、内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告（11回）いたしました。

③ コンプライアンス管理体制

コンプライアンス規程を定め、取締役及び使用人への周知を図っております。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について社内報告体制として、内部通報制度を導入しております。また、コンプライアンス委員会を実施し、コンプライアンス違反の有無をモニタリングすることにより、法令違反等の早期発見と迅速かつ適切な対応を行うことに努めております。

④ 監査役の監査体制

監査役会を13回開催したほか、監査役は監査役会において定められた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役社長との定期的な会合を持つことで、監査機能の強化及び向上を図っています。また、会計監査人や内部監査担当と連携した監査を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を監視する体制を整備しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2019年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,079,218	流 動 負 債	1,105,576
現 金 及 び 預 金	1,889,218	買 掛 金	6,895
売 掛 金	10,965	未 払 金	16,209
前 渡 金	144,994	未 払 費 用	75,532
前 払 費 用	32,908	未 払 法 人 税 等	67,085
そ の 他	1,267	繰 延 収 益	866,562
貸 倒 引 当 金	△136	預 り 金	12,806
固 定 資 産	257,882	賞 与 引 当 金	14,549
有 形 固 定 資 産	18,727	そ の 他	45,936
建 物 附 属 設 備	11,063	固 定 負 債	110,000
工 具、器 具 及 び 備 品	3,559	長 期 借 入 金	110,000
建 設 仮 勘 定	4,104	負 債 合 計	1,215,576
無 形 固 定 資 産	265	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ エ ア	265	株 主 資 本	1,121,524
投 資 そ の 他 の 資 産	238,889	資 本 金	764,094
関 係 会 社 株 式	8,574	資 本 剰 余 金	754,094
繰 延 税 金 資 産	109,013	資 本 準 備 金	754,094
敷 金 及 び 保 証 金	121,301	利 益 剰 余 金	△396,298
資 産 合 計	2,337,101	そ の 他 利 益 剰 余 金	△396,298
		繰 越 利 益 剰 余 金	△396,298
		自 己 株 式	△365
		純 資 産 合 計	1,121,524
		負 債 純 資 産 合 計	2,337,101

損 益 計 算 書

(2018年 9 月 1 日から)
(2019年 8 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,820,480
売上原価	696,490
売上総利益	1,123,989
販売費及び一般管理費	880,538
営業利益	243,451
営業外収益	
業務受託収入	3,136
その他	166
営業外費用	
支払利息	402
為替差損	955
契約解約金	982
その他	241
経常利益	244,171
税引前当期純利益	244,171
法人税、住民税及び事業税	65,913
法人税等調整額	△45,686
当期純利益	223,944

株主資本等変動計算書

(2018年 9 月 1 日から)
(2019年 8 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合 計	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合 計			
				繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	733,094	723,094	723,094	△620,242	△620,242	—	835,945	835,945
当 期 変 動 額								
新株の発行（新株 予約権の行使）	31,000	31,000	31,000				62,000	62,000
当 期 純 利 益				223,944	223,944		223,944	223,944
自己株式の取得						△365	△365	△365
当 期 変 動 額 合 計	31,000	31,000	31,000	223,944	223,944	△365	285,579	285,579
当 期 末 残 高	764,094	754,094	754,094	△396,298	△396,298	△365	1,121,524	1,121,524

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
関係会社株式 移動平均法による原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産：定率法
ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	8年～15年
工具、器具及び備品	4年～15年
 - ② 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。
- (3) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担分を計上しております。
- (4) 収益の計上基準
 - ① ライセンス
契約に基づく利用期間にわたって収益を認識しております。
 - ② プロフェッショナルサービス
契約に基づく役務の提供が完了した時点又はサービス提供期間にわたって収益を認識しております。
なお、顧客から収受した対価のうち、上記の収益認識基準を満たさないものについては、「繰延収益」勘定に計上しております。
- (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度まで「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「敷金及び保証金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

(損益計算書)

前事業年度において独立掲記していた「営業外費用」の「株式交付費」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度から適用しており、「繰延税金資産」は「投資その他の資産」に表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 8,852千円

(2) 関係会社に対する金銭債権は次のとおりであります。

短期金銭債権 307千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

販売費及び一般管理費 97,640千円

営業取引以外の取引高 3,136千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 15,756,000株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 246株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの
該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 505,600株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入や第三者割当増資による方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。関係会社株式は、発行体の信用リスクに晒されております。また、敷金及び保証金は不動産賃貸借契約に基づき支出したものであります。これは、退去時に返還されるものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払費用は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、返済期限は決算日後、最長で2年後であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(i) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権及び敷金及び保証金について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先別に回収期日及び残高を管理し、円滑かつ確実な回収を図っております。関係会社株式については、定期的に発行体の財務状況、信用状況等を把握し、継続的なモニタリングを実施しております。

(ii) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、資金収支予測を作成し、資金需要を把握しております。また、一定の手許流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年8月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注) 2 参照)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現 金 及 び 預 金	1,889,218	1,889,218	—
(2) 売 掛 金	10,965		
貸 倒 引 当 金 (※)	△136		
	10,828	10,828	—
資 産 計	1,900,047	1,900,047	—
(3) 未 払 費 用	75,532	75,532	—
(4) 長 期 借 入 金	110,000	111,561	1,561
負 債 計	185,532	187,093	1,561

(※) 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(3) 未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
敷金及び保証金(※1)	121,301
関係会社株式(※2)	8,574

(※1) 敷金及び保証金は、償還予定が合理的に見積もれず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の表には含めておりません。

(※2) 関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上記の表には含めておりません。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	6,611千円
ソフトウェア	130,669千円
繰越欠損金	72,583千円
賞与引当金	6,548千円
その他	7,507千円

繰延税金資産小計 223,920千円

評価性引当額 △114,907千円

繰延税金資産合計 109,013千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
非 連 結 子 会 社	TeamSpirit Singapore Pte.Ltd.	所有 直接 100.0%	業務受託 役員の兼任	業務受託 (注) 2	3,136	流 動 資 産 そ の 他	307

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

業務受託は業務内容を勘案して、両社協議の上で決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称 又 は 氏 名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
役員及びそ の他近親者	増 山 秀 信	(被所有) 直接 1.3%	当社取締役	新株予約権 の行使	15,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 新株予約権の行使は、2012年5月30日、2013年2月26日開催の取締役会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に、1株当たりの払込金額を乗じた金額を記載しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

71円18銭

(2) 1株当たり当期純利益

14円27銭

(注) 当社は、2019年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

独立監査人の監査報告書

2019年10月11日

株式会社チームスピリット
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 齊 藤 直 人 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 飯 塚 徹 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社チームスピリットの2018年9月1日から2019年8月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年9月1日から2019年8月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年10月11日

株式会社チームスピリット 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 高 安 雄 治 (印)

社外監査役 伊 藤 雅 浩 (印)

社外監査役 中 森 真紀子 (印)

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の事業展開の促進及び経営体制の一層の強化を図るため、現行定款第18条（取締役の員数）に定める取締役の員数の上限を2名増員し、7名から9名に変更を行うとともに、取締役の経営責任を明確化し、経営環境の変化に機動的に対応できる経営体制を確立するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第20条（取締役の任期）につき所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役及び取締役会 （取締役の員数） 第18条 当会社の取締役は、 <u>7</u> 名以内とする。 第19条 （条文省略） （取締役の任期） 第20条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② （条文省略）	第4章 取締役及び取締役会 （取締役の員数） 第18条 当会社の取締役は、 <u>9</u> 名以内とする。 第19条 （現行どおり） （取締役の任期） 第20条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② （現行どおり）

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、一層の経営基盤の強化・充実を図るため取締役を2名増員いたしたく、第1号議案の「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決することを条件に、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	おぎしま こうじ 荻 島 浩 司 (1960年5月20日) 再 任	1982年 4 月 日幸興産株式会社 入社 1983年 4 月 アイ・エヌ・エス株式会社 入社 1996年10月 有限会社ネットウェイ設立 代表取締役 1996年11月 当社設立 代表取締役社長（現任） 2011年 8 月 オーバーザレインボー株式会社設立 代表取締役（現任）	4,880,000 株
2	ます やま ひで のぶ 増 山 秀 信 (1970年12月6日) 再 任	1993年 4 月 アンダーセンコンサルティング(現アクセンチュア株式会社) 入社 1999年 7 月 日本アーンスト&ヤングコンサルティング株式会社 入社 2001年10月 株式会社サンプリッジ 入社 2011年 8 月 当社 取締役（現任）	200,000 株
3	みや はら かず なり 宮 原 一 成 (1976年3月14日) 再 任	1998年 4 月 マイクロソフト株式会社(現日本マイクロソフト株式会社) 入社 2016年 2 月 当社 入社 ソリューションセールス&サービスディビジョン ディビジョンリーダー（現任） 2017年11月 当社 取締役（現任）	6,400 株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
4	みやこ けん じ 都 賢 治 (1959年11月14日) 再 任	1983年 4 月 アーサーアンダーセン会計事務所 入所 1989年 3 月 都会計事務所(現税理士法人アルタス)所長 1990年 8 月 株式会社アルタス設立代表取締役(現任) 1992年 9 月 株式会社グロービス 取締役 2003年 9 月 株式会社マクロミル 監査役 2006年12月 株式会社アイスタイル 監査役(現任) 2011年 3 月 トレンダーズ株式会社 監査役(現任) 2011年 7 月 当社 取締役(現任) 2012年 8 月 株式会社グライダースソシエツ 監査役 2013年 6 月 株式会社グロービス 監査役(現任) 2015年11月 税理士法人アルタス 代表社員(現任) 2016年 7 月 toBeマーケティング株式会社 監査役(現任) 2016年 9 月 SATORI株式会社 取締役(現任) 2017年 6 月 株式会社アシロ 監査役(現任) 2018年 6 月 株式会社サイバー・バズ 監査役(現任)	194,000 株
5	ふる いち かつ のり 古 市 克 典 (1961年5月11日) 再 任	1985年 4 月 日本電信電話株式会社 入社 1998年11月 Lucent Technologies Japan 入社 2000年 7 月 Level 3 Communications Japan 入社 2003年 3 月 PRTM Management Consulting(現PwC コ ンサルティング合同会社) 入社 2007年 4 月 同社 パートナー 2008年 6 月 日本ベリサイン株式会社(現デジサート・ジャ パン合同会社) 執行役員社長 2009年 3 月 同社 代表取締役社長 2013年 8 月 株式会社Box Japan 代表取締役社長(現任) 2018年11月 当社 取締役(現任)	200 株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
6	※ 中 野 剛 (1967年7月29日)	1991年 5 月 アンダーセンコンサルティング(現アクセンチュア株式会社) 入社 2001年 1 月 アールエスコンポーネンツ株式会社 入社 2008年 4 月 RS Components Pte Ltd 入社 2013年 2 月 Aimnext Singapore Pte Ltd 入社 Managing Director 2016年 3 月 当社 入社 2017年11月 TeamSpirit Singapore Pte. Ltd. Managing Director (現任) 2019年 9 月 当社 サービスディベロップメントディビジョン ディビジョンリーダー (現任)	3,600 株
7	※ 中 野 とも ひろ (1980年11月27日)	2006年 4 月 マツダ株式会社 入社 2012年 1 月 株式会社セールスフォース・ドットコム 入社 2016年 7 月 当社 入社 コーポレートディビジョン シニア マネージャー (現任)	3,107 株
8	※ 山 下 やす 文 (1977年10月30日)	2001年 4 月 サン・マイクロシステムズ株式会社 入社 2010年 6 月 日本オラクルインフォメーションシステムズ 株式会社 (現 日本オラクルインフォメーション システムズ合同会社) 入社 (日本オラクル株式会社へ出向) 2019年 9 月 当社 入社 戦略企画室 室長(現任)	－ 株

(注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 都賢治氏及び古市克典氏は、社外取締役候補者であります。

4. 都賢治氏を社外取締役候補者とした理由は、社外取締役・社外監査役として多くの会社役員の経験を有しており、幅広い知見から有益な助言・提言を頂けることを期待して、当社の社外取締役として適任であると判断したためです。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年4ヶ月となります。

5. 古市克典氏を社外取締役候補者とした理由は、多くの会社役員の経験を有しており、幅広い知見から当社経営に対して有用な助言・提案等が頂けることを期待し、当社の社外取締役として適任であると判断したためです。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
6. 当社は、都賢治氏及び古市克典氏との間で会社法第427条第1項の規定する責任限定契約を法令の限度額で締結しております。両氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、都賢治氏及び古市克典氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
8. 各候補者の所有する当社の株式数は、当期末（2019年8月31日）現在の株式数を記載しております。また、当社従業員持株会における本人持分を含めて記載しております。

以 上

× ₴

[illegible]

× ₴

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー 内
ベルサル東京日本橋 5階 コンファレンスセンター
TEL 03-3510-9236



交通	銀座線・東西線・浅草線	日本橋駅	B 6 出口	直結
	銀座線・半蔵門線	三越前駅	B 6 出口	徒歩約 3 分
	J R 線	東京駅	八重洲北口	徒歩約 6 分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。